

令和5年度第2回 佐倉警察署協議会

1 開催日

令和5年10月5日（木曜日）

2 開催場所

佐倉警察署

3 出席者

・協議会委員11人 ・警察署17人

4 業務報告

(1) 管内の犯罪発生状況等について

(2) 管内の交通事故発生状況について

5 警察署からの諮問事項

【諮問】 駐車監視員活動ガイドラインについて

【答申】 なし

6 委員からの要望・意見等

(1) 【質問】

千葉県警は、例えば特殊詐欺に関する電話を個人の電話をかけることはあるのか。

【回答】

結論、しています。千葉県警が平成21年から予算を取り、外部会社に委託して、県内の電話帳に番号が掲載されている方を対象に電話をかけています。実際に電話をかけているのは民間の委託業者で警察官が直接かけているではありません。

(2) 【意見】

出退勤の時間に交通事故が多いのは、交通量が多いという問題や運転手個々の漫然運転が原因だと思うが、これを防止するため警察は注意喚起のサインを出したり、警察と自治体がさらに一体化すれば、交通事故が減るのかなと思う。

【回答】

佐倉警察署管内は佐倉、八街、酒々井の3市町を管轄していますが、警察は各市町と連携を取りながら交通事故抑止のための活動を継続実施しています。警察の交通事故抑止対策の一つとしてはパトカーの赤色灯を付けながら管内を巡回しています。また、各自治体では、青色回転灯を付けて巡回しています。

また、免許更新時に、免許センターや警察署で実施する免許講習に参加していただき、新しく施行された道路交通法等に触れていただく機会を設けています。

今後も、各市町と連携しつつ、交通事故が減るよう努めていきます。

(3) 【質問】

自転車のヘルメット着用が進まないと報道されているが、佐倉署ではどのようにヘルメット着用の推進強化をしているのか。

【回答】

ヘルメットを着用していない方に対しては、警察官が個別に声を掛けさせていただいて、着用するよう指導しています。

当署では、まずは、高校生の着用普及率を上げたいと考えており、管内にある高校

の生徒指導を担当する先生にヘルメットの着用を促すように依頼しています。

千葉県警だけではなく他県警でも同様で、ヘルメットの着用が努力義務であり、中々普及が難しい現状である事は否めないところですが、今後も継続的に普及を図っていきます。

(4) 【質問】

自転車のヘルメット着用ですが、4月から大人にもその範囲が拡大されたことは知っていますが、御近所でヘルメットを着用して自転車に乗っている人を見たことがありません。努力義務ではあっても、周知のために具体的な施策などはあるか。

【回答】

千葉県警では、県と連携して各種媒体を活用し、全年齢ヘルメット着用に向けた広報活動を実施しています。

佐倉警察署では、平素の警察活動を通じ、ヘルメットを着用していない自転車利用者に対して、広報用カードを配布し着用を依頼するなど、普及促進活動を実施しています。

また、管内に所在する高等学校には、生徒指導の先生を通じて自転車通学の学生に対し着用指導を依頼しています。

【再意見】

近所の高校生がヘルメットを着用せず、すごい勢いで自転車で走って行った。また別のご近所さんとヘルメットの着用義務について話をしたところ「知らない。」と言っていた。まだまだ周知されていない。佐倉警察署の方針は、まず高校生の普及促進ということだが、自転車通学をしている高校生が対象者に広報活動を行った方が良いのではないか。

また、カーブミラーを設置する向きが逆なのではと思う場所がある。

【回答】

カーブミラーに関しては道路管理者が付けていますので、佐倉市道路維持課にお問い合わせをいただければ、設置状況の確認ができます。

高校生については、自転車通学者を中心に話していますが、全般的に通学时以外でも着用するよう促しています。

(5) 【質問】

駐車取締りガイドラインに関し、駐車監視員が駅前や住宅街に違法駐車している車を監視するということですが、住宅地の違法駐車はどういう状況なのか。

【回答】

例えば、御両親や御友人が遊びに来て、自宅前に停めてしまう状況を言います。住宅街だけではなく周辺施設を含みます。また、駐車監視員だけが取締りを行っているわけではなく警察官も行っており、基本的には住宅街だけということではありません。

他にも、リフォーム業者や引っ越し業者が停している場合も予想されます。

【再意見】

御近所の方に許可を取っていれば、駐車しても良いのではないか。

【回答】

駐車禁止の場所は標識で判断されます。また、標識の設置がなくても交差点直近や

歩道上に駐車するいわゆる法定違反も禁止されます。御近所の方からの許可があれば駐車しても良いのではなく、法律に基づき取締りを実施しています。

【再意見】

一般的な大通りは理解できるが、住宅街の道はどのような理由で取り締まるのか。

【回答】

駐車取締りガイドラインは、住宅街をメインに設定しているわけではなく、違法駐車により交通渋滞が起こる可能性がある場所を指定しています。住宅街を指摘するための場所として設定しているわけではありません。

警察官は、違反があれば管内のどこでも取締りができます。

幹線道路は、一般車両や緊急車両が通るため、違法駐車があると多くの方が迷惑しますが、住宅街は迷惑性が少ないと思っても、近隣の方が違法駐車として通報すれば、警察は法令に則って取り締まらなければなりません。

駐車取締りを民間委託することで、警察官がパトロールや事件事故の対応に力を向けることができるため、駐車監視員制度が導入されました。

ただ駐車監視員は警察官と違い、通報による取締りの権限は与えられていません。

駐車違反が多いと予想される地域に駐車監視員を配置することで通報が減り、道路環境が良くなるというもので、その範囲は必要に応じて見直しをしています。

- 7 答申等に対する措置結果
なし。